

第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

（興行場等の定員）

第十三条の二 この節の規定において、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「興行場等」という。）の定員は、次の各号に掲げる客席の用途に供する部分の使用形態の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により計算した席数の合計による。

一 個人別に区画されたいす席を設ける部分については、当該部分にある一のいす席を一席として席数を計算した場合における当該部分の総席数
 二 長いす式のいす席を設ける部分については、当該部分にある一のいす席ごとにその正面の幅を四十センチメートルで除して得た数値（その数値に一未満の端数があるときは、その端数を一に切り上げるものとする。以下この条において同じ。）をもって当該いす席の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数

三 まず席を設ける部分については、当該部分にある一のみす席ごとにその床面積を〇・三平方メートルで除して得た数値をもつて当該みす席の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数

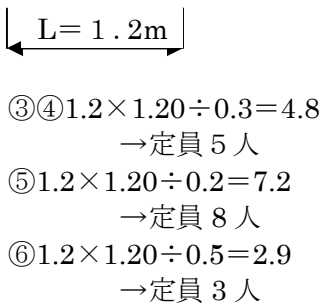
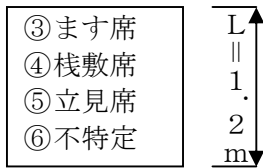
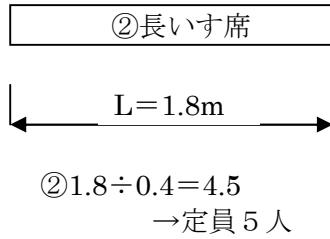
四 栈敷席を設ける部分については、当該部分として使用される栈敷席の区画ごとにその床面積を〇・三平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数

五 立見席を設ける部分については、当該部分として使用される区画ごとにその床面積を〇・二平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数

六 使用形態が特定できない部分については、当該部分として使用される区画ごとにその床面積を〇・五平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数

〔解説〕 本条は、条例を適用する際の定員の算出方法を規定したものであり、計算例を示すと次のとおりである。

① 個人別のいす席：定員Ⅱいす席数



（敷地と道路との関係）

第十四条 興行場等の用途に供する建築物の敷地は、当該建築物にある興行場等の定員の合計数に応じて次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に当該敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなければならぬ。

興行場等の定員の合計数（単位人）	道路の幅員（単位メートル）
三百以下	四
三百一以上六百以下	五
六百一以上九百以下	六
九百一以上千五百以下	八
千五百一以上	十一

2 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物の敷地の外周の長さの三分の一以上が二以上の道路に接している場合の当該道路の幅員は、当該建築物にある興行場等の定員の合計数に応じて次の表に掲げる数値以上でなければならぬ。

興行場等の定員の合計数（単位人）	道路の幅員（単位メートル）	
	一の道路	他の道路
九百以下	四	四
九百一以上千五百以下	六	四
千五百一以上	八	六

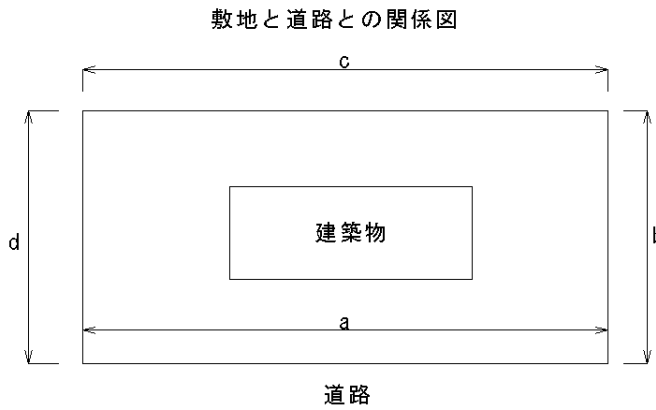
3 前各項の規定は、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、適用しない。

〔解説〕

一 本条は、興行場等の用途に供する建築物の敷地について、その定員の合計数の区分に応じ、敷地が接すべき道路の幅員についての制限とその例外を定めたものであり、都市計画区域内に適用される。

二 第一項及び第二項の制限は、興行場等は一般に在館者密度が高く、火災その他緊急時に多数の人々が避難でき、しかもその際消防車等の活動を妨げることのない幅員をもつ道路に敷地が接することを求めたものである。第一項は、敷地が一の道路にのみ接する場合で興行場等の定員の合計を段階的に区分し、その区分ごとにそれぞれ当該敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなければならない道路の幅員を定めているものであり、これを図示すれば次のとおりである。なお、本条は第一項若しくは第二項のいずれかに適合していれば良い。

(第一項)



敷地は道路に $1/7$ 以上接すること

(注 $a \geq (a+b+c+d)/7$)

興行場等の定員の合計数 (単位 人)	道路の幅員 (単位 m)
300以下	4 以上
301以上 600以下	5 以上
601以上 900以下	6 以上
901以上 1,500以下	8 以上
1,501以上	11 以上

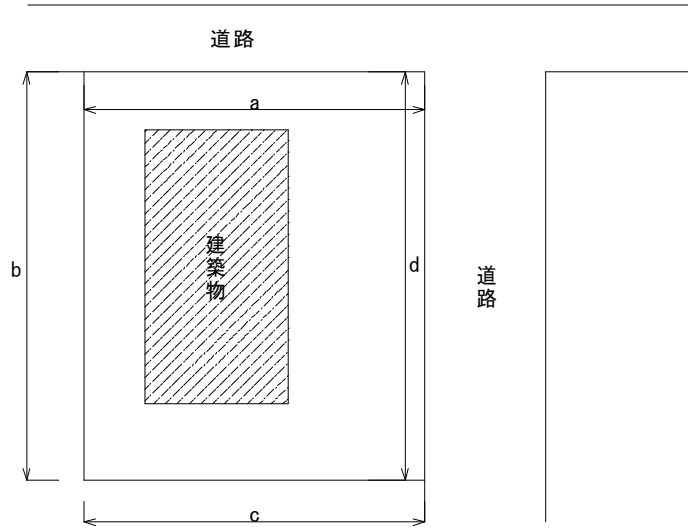
三 第二項は、敷地が二以上の道路に接する場合の規定で、一方向の道路に対し二方向以上の道路が敷地に接することは、当然、避難や消防活動上有利であり、第一項を緩和した規定になっている。興行場等の定員の合計を段階的に区分し、その区分ごとにそれぞれ当該敷地の外周の長さの三分の一以上が接しなければならない二以上の道路の幅員を定めたものであり、これを図示すれば次のとおりである。

第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備

第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（第13条の2～第22条の3）

四 第三項は、知事が避難及び通行の安全上支障がないと認める場合に適用され、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものである。想定されるケースとしては第五条ただし書の解説と同様である。

(第二項)

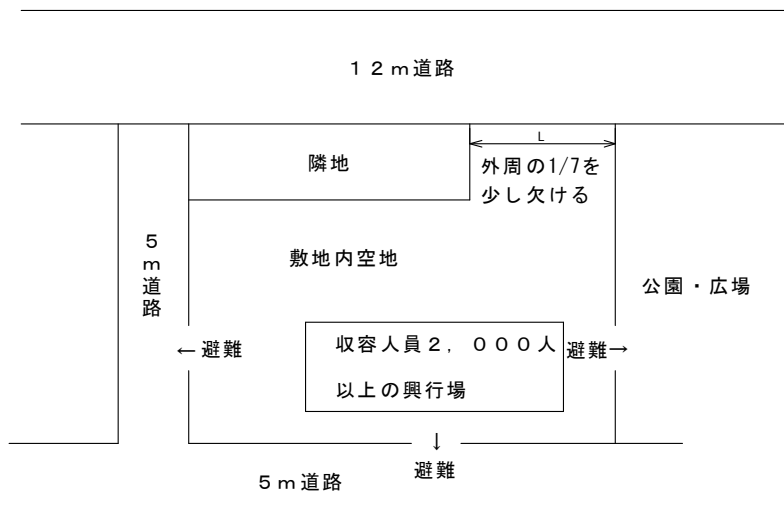


敷地は道路に1/3以上接すること

(注) $a+d \geq (a+d+c+d)/3$

興行場等の定員の合計数 (単位 人)	道路の幅員 (単位 m)	
	一の道路	他の道路
900以下	4	4
901以上 1,500以下	6	4
1,501以上	8	6

(第三項の例)



（前面空地）

第十五条 興行場等の用途に供する建築物は、その敷地内に、その主要出入口の前面に沿った空地（以下「前面空地」という。）を設けなければならない。

2 前面空地の面積は、〇・一平方メートルに当該建築物にある興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上としなければならない。

3 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。

4 興行場等の主要出入口が避難階以外の階にあるときは、その階における興行場等の主要出入口の前面に沿った空間を前面空地とみなして第一項及び第二項の規定を適用する。

〔解説〕

一 本条は、興行場等における前面空地の設置義務を課するとともにその要件を定めたものであり、都市計画区域内外を問わず適用される。本条の趣旨としては、興行場等は、その用途上使用する人数が一次的に集中するため通常の通行及び火災等非常時の避難の安全を確保しようとするところにある。

二 前面空地は、第二項の規定により算出した数値以上の面積が必要であり、主要出入口の前面に設けることとなるが、第十六条の規定により、主要出入口は道又は屋外の通路に面しなければならないこととなっているので注意が必要である。

三 第三項は、前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分を出して設けることができることとしたものである。

四 第四項は、興行場等が、百貨店やビル等複合用途建築物の二階以上又は地階にある場合にはその階の床を地盤面とみなして第一項及び第二項の規定を適用することとしたものである。

なお、興行場等の主要出入口が避難階にある場合は、その建築物から外部に通ずる出入口のひとつを主要出入口とみなし、前三項の規定が適用される。また、本項を適用し、建築物の内部に前面空地を確保した場合は、外部に確保する必要はない。

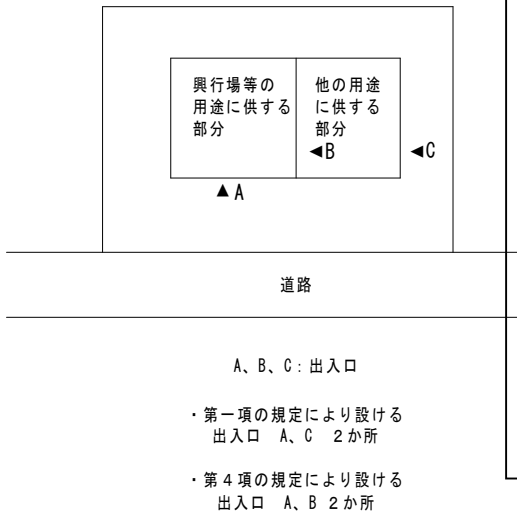
（屋外に通ずる出入口等）

第十六条 興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 出入口は、避難上有効な位置に二以上設けること。
- 二 出入口は、道（都市計画区域内においては、法第四十二条に規定する道路をいう。第四十四条第二項第一号を除き、以下同じ。）又は屋外の通路に面すること。
- 三 出入口の幅員は、一メートル以上とすること。
- 四 出入口の幅員の合計は、〇・八センチメートルに当該建築物にある興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上とすること。ただし、一の建築物の二以上の階に興行場等がある場合で、次条第三号ただし書に規定する構造の直通階段を設けるときは、〇・八センチメートルに各階の興行場等の定員の合計数の最大の階における当該合計数を乗じて得た数値以上とすることができる。
- 2 出入口が面する屋外の通路の幅員は、その通路を使用する出入口の幅員の合計以上としなければならない。
- 3 前項の通路は、道、公園、広場その他避難上有効な空地に通ずるよう設けなければならない。
- 4 第一項（第二号及び第四号ただし書を除く。）の規定は、興行場等の用途に供する部分の出入口で、興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口でないものについて、準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口」とあるのは「興行場等の用途に供する部分が避難階にある場合において、当該興行場等とその用途に供する部分の出入口であつて興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口であるものがあるときは、二から当該屋外に通ずる出入口であるものの数を控除した数」と読み替えるものとする。

〔解説〕

- 一 本条は、興行場等の出入口の数、幅員、設置場所等についての基準を定めたものであり、都市計画区域の内外を問わず適用される。
- 二 第一号は、火災その他緊急時に避難者が一つの出入口に集中しないよう出入口を二箇所以上設けることを義務付けたものであり、避難方向が一方に偏らないよう避難上有効な位置に設けることとしたものである。
- 三 第三号は、平成三年に国が示した「興行場等に係る技術指針」との整合を図り、一メートル以上を確保することを規定したものである。
- 四 第四号は、定員に応じて出入口の幅員の合計が大きくなるよう規定したものである。
- 五 第二項及び第三項は、出入口が面する屋外の通路の幅員等について規定したものである。
- 六 第四項は一つの建築物の中に複数の興行場等が設置される場合又は興行場等以外の用途と複合して設置される場合に、興行場等の用途に供する部分（一つの客席部に併せて設けられる客用廊下、舞台、楽屋等を含む一団の部分）から、その他の部分への出入口を二以上設けなければならないことを規定したものである。この場合に、興行場等の用途に供する部分から直接屋外に出ることができるとおりである。



（直通階段の配置等）

第十七条 興行場等の客用の直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 直通階段は、客席の用途に供する部分の出入口又は客用の廊下等の付近に配置し、かつ、当該直通階段の一以上は、主要出入口の付近に配置すること。
- 二 前号の規定により主要出入口の付近に配置された直通階段の幅員の合計は、次号に規定する幅員の合計の二分の一以上であること。
- 三 各階における直通階段の幅員の合計は、〇・八センチメートルにその直上階以上の階（地階にあつては、当該階以下の階）の興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上とすること。ただし、直通階段を特別避難階段又は前室若しくはバルコニー付の屋外避難階段としたときは、〇・八センチメートルに興行場等の定員の合計数の最大の階における当該合計数を乗じて得た数値以上とすることができる。
- 四 客席の用途に供する部分から直接進入する場合の直通階段は、特別避難階段又は屋外避難階段とすること。
- 五 直通階段には、回り段を設けないこと。

〔解説〕

一 本条は、興行場等の客席部からの円滑な避難を確保するために直通階段の配置及び幅員等を定めたものである。第一号及び第二号により興行場等の用途に供する部分の主要出入口の付近には、必要とされる幅員の二分の一以上の幅員をもつ直通階段を設置することとしているが、これは一般に避難者が非常時に最初に避難しようとする方向は、日常的に使用する経路又は出入口の方向と考えられるためである。

二 第四号は、火災時に客席部から直接煙が階段室に流入することを防ぐために設けた規定である。

三 らせん階段や折り返し階段の踊り場部分に設けられる回り段は踏み面の寸法が階段の内側と外側とで異なり、一時に多数の避難者が集中すると転倒する等の混乱を招く恐れがあるため、第五号により客用の直通階段には回り段を設けてはならないこととしている。

（客用の廊下等）

第十八条 興行場等の客用の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 廊下の幅員は、興行場等の定員に応じて次の表の数値以上とすること。

興行場等の定員（単位人）	主要出入口に接する廊下の幅員 （単位センチメートル）	その他の廊下の幅員 （単位センチメートル）
三百以下	二百	百二十
三百一以上	右の数値に興行場等の定員が三百人を超える部分について百人までごとに十を加えて得た数値	同上

二 客席の用途に供する部分の出入口の扉は、前号に規定する幅員の二分の一以上を妨げないこと。

三 廊下の幅員は、原則として避難する方向に向かつて狭くしないこと。

四 廊下は、行き止まり状となる部分の長さを十メートル以下とすること。ただし、行き止まり状の部分の先端付近に避難上有効なバルコニー又はこれに類するものを設けた場合は、この限りでない。

五 廊下に高低差を設ける場合は、次に定めるところによること。

イ 傾斜路とする場合は、こう配を十二分の一以下とすること。

ロ 階段状とする場合は、各段のけあげ及び踏面が均一であり、かつ、けあげは十五センチメートル以下、踏面は三十センチメートル以上とすること。

〔解説〕

一 本条は、興行場等の客用の廊下の幅員及び構造等について定めたものである。

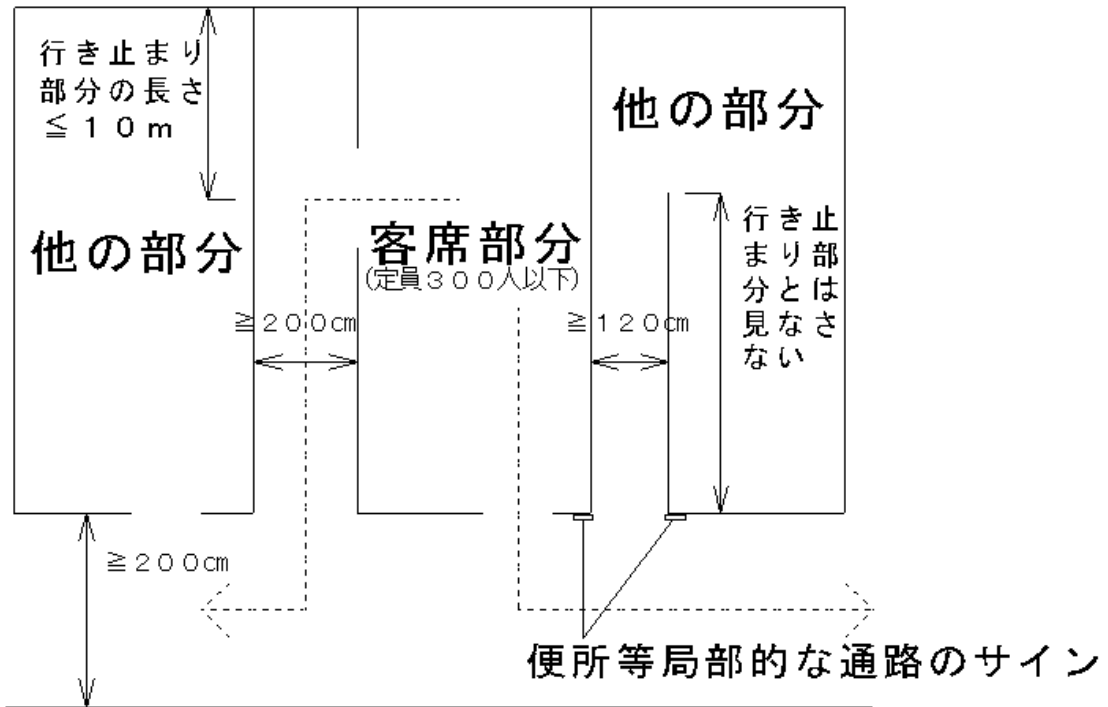
なお、客用の廊下とは、避難経路に使用される廊下のみならず、それらと形態的に一体となっている部分も含むものである。

二 第一号は、興行場等の定員に応じた廊下幅を規定している。

なお、その他の廊下とは、長さ、配置、形態等が便所等へ行くためだけの局部的な廊下で、緊急時に避難する人が使用しないことが明らかなものである。

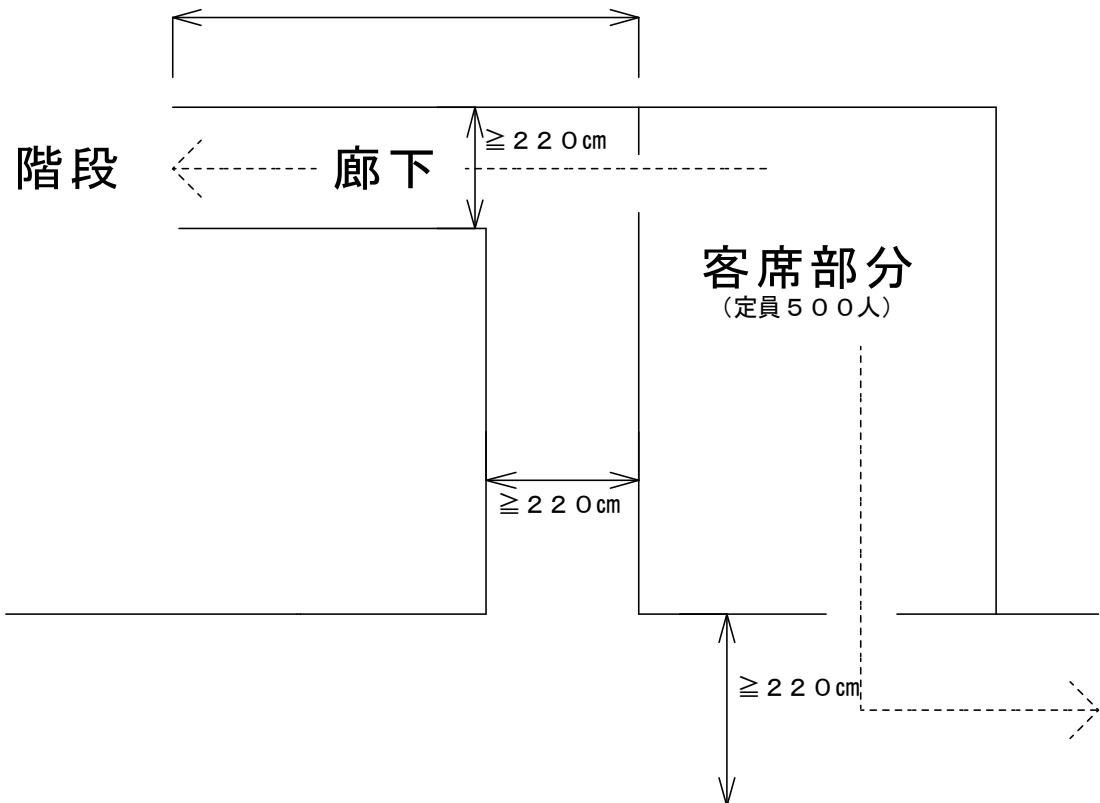
三 第三号は、第一号により必要幅を確保した廊下で、柱型など局部的に狭くなるものを除いて避難方向に狭くしてはならないこととしている。

四 第四号は、避難経路に不慣れた避難者が廊下の出口のない部分に迷い込むことがないよう設けた規定である。これを図示すれば次のとおりである。



-----> 避難経路

この長さは10m以下としなくてもよい



（客席の用途に供する部分の出入口）

第十八条の二 興行場等の客席の用途に供する部分の出入口は、当該出入口の設けられた客席の用途に供する部分ごとに次の各号に定めるところによらなければならない。

一 出入口の数は、客席の用途に供する部分ごとの定員に応じて次の表に定める数以上とすること。

客席の用途に供する部分ごとの定員（単位人）	出入口の数
三十以下	一
三十一以上三百以下	二
三百一以上六百以下	三
六百一以上千以下	四
千一以上千五百以下	五
千五百一以上	六

二 出入口を二以上設ける場合は、避難上有効に配置すること。

三 出入口の幅員は、一メートル以上とすること。

四 出入口の幅員の合計は、〇・八センチメートルに客席の用途に供する部分ごとの定員の数を乗じて得た数値以上とすること。

〔解説〕

一 本条は、客席の用途に供する部分から直接出ることができると規定したものであるが、客席部が上下二層に分かれているなど直接相互に行き来できない別々の部分に分かれている場合は、それぞれの区画ごとに各号を適用する。

二 第一号は客席の用途に供する部分ごとの定員に応じて必要な出入口の数を規定したものであるが、あらゆる客席からの二方向避難を確保するという原則から、客席部からの出入口は最低二つは必要である。しかし、一で述べたとおり各区画ごとに適用を受けるため、ボックス席等の極めて小規模な客席部に対しては二つの出入口を設けることは事実上困難であり、その必要性も低いことから、定員が三十人以下の部分は一か所で良いこととしている。

三 第二号は、複数の出入口が火災による煙、熱等により同時に使用できなくなることはないように、互いに十分離れてかつ避難上有効な位置に設置するよう規定したものである。

四 第三号は、平成三年に国が示した「興行場等に係る技術指針」との整合を図り、一メートル以上を確保することを規定したものである。

五 第四号は、通過人数に応じて出入口の幅員の合計が大きくなるように規定したものである。

（客席の構造）

第十八条の三 興行場等の客席の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 いす席については、いすの前後間隔（前席いすの最後部と後席いすの最前部の間で通行できる部分の間隔をいう。以下同じ。）を水平投影距離で三十五センチメートル以上とすること。
- 二 立見席については、立見席以外の客席の後方に配置し、縦通路に面すること。
- 三 立見席の前面及び主階以外にある客席の前面には、高さ七十五センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、主階以外にある客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がないときは、この限りでない。
- 四 段床に客席を設ける場合で前段との高さの差が五十センチメートル以上あるときは、当該客席の前面に高さ七十五センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がないときは、この限りでない。

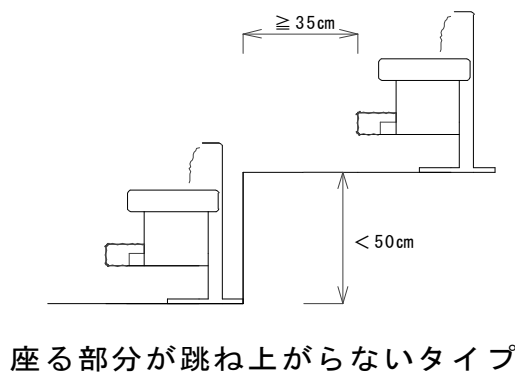
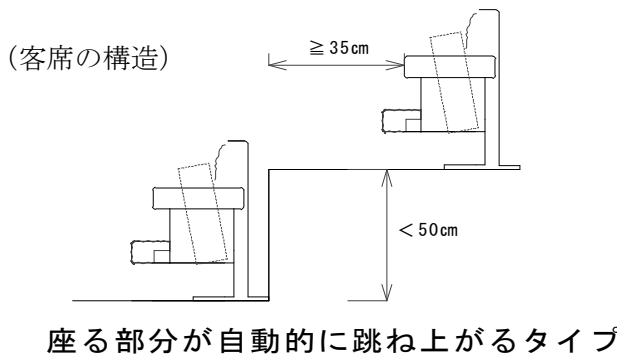
〔解説〕

一 本条は、避難の安全性を確保するため、客席の構造を規定したものである。

二 第一号で規定する、いす席の場合のいすの前後間隔の測定は、人が着席していない状態で、座る部分が自動的に跳ね上がるタイプでは、跳ね上がった状態で測定する。

三 第二号は立見席を設ける場合は、側方の縦通路の一部を立見席とすると避難路としての確保が困難であるので、客席部の後方に配置し、縦通路に面することとした規定である。

四 第三号は、立見席の前面には安全上及び境界の明確化のために、また、主階以外の客席の前面には落下防止のために、高さ七十五センチメートル以上の手すりの設置を義務づけたものである。



（客席の用途に供する部分の通路の配置等）

第十八条の四 興行場等の客席がいす席の場合の客席の用途に供する部分の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 客席の横列の八席（いすの前後間隔が三十五センチメートルを超えるときは、一センチメートルを増すごとに八席に一席を加えた席数とし、二十席を限度とする。）までごとに両側に縦通路を設けること。ただし、縦通路によつて区分されることとなる客席の横列が四席（いすの前後間隔が三十五センチメートルを超えるときは、二センチメートルを増すごとに四席に一席を加えた席数とし、十席を限度とする。）以下の場合には、客席の片側のみに縦通路を設けることができる。

二 縦通路の幅員は、客席がその両側にある場合にあつては八十センチメートル以上、客席がその片側のみにある場合にあつては六十センチメートル以上とすること。

三 客席の縦列の二十席までごとに横通路を設け、その幅員は、一メートル以上とすること。

四 縦通路の最前部及び最後部は、横通路に連結し、又は客席の用途に供する部分の出入口に直通すること。ただし、縦通路の最前部及び最後部から横通路又は客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下のときは、この限りでない。

五 横通路の両端は、客席の用途に供する部分の出入口に直通すること。ただし、客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下のときは、この限りでない。

2 客席の用途に供する部分の両側に幅員が八十センチメートル以上の縦通路を設け、かつ、次の表に定めるところにより、横列の客席数及びいすの前後間隔に応じて、縦列の客席数ごとに客席の用途に供する部分の両側に出入口を設けた場合は、前項の規定は、適用しない。この場合において、横列の客席数は、六十席を超えてはならない。

横列の客席数	いすの前後間隔 (単位センチメートル)	一の出入口を設ける 縦列の客席数
八席以下	六十以上	十五席以下
九席以上十二席以下	四十以上	十席以下
十三席以上二十席以下	五十以上	六席以下
二十一席以上三十席以下	六十以上	四席以下
三十一席以上四十席以下	六十以上	三席以下
四十一席以上六十席以下	六十以上	二席以下

4 3 興行場等の客席がます席の場合は、当該ます席は、幅員が四十センチメートル以上の縦通路又は横通路に面しなければならない。
通路を傾斜路とする場合は、こう配を十分の一（滑り止め等を設けたときは、八分の一）以下としなければならない。

5 通路には、段を設けてはならない。ただし、段床を縦断する場合その他客席の構造上やむを得ない場合は、通路を階段状とすることができる。この場合において、階段状の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 各段のけあげ及び踏面が均一であり、かつ、けあげは十八センチメートル以下、踏面は二十六センチメートル以上とすること。
- 二 通路の高低差が三メートルまでごとに、横通路又は廊下等に連絡するずい道に通じていること。ただし、通路のこう配が五分の一以下の場合、この限りでない。

〔解説〕

一 第一項はいす席を設ける場合の客席部分の通路の配置等について規定したものである。

第一号及び第二号は、客席の横列の一定の座席以内ごとに縦通路を配置しなければならない事及びその最低幅員を定めている。

第三号は客席の縦列の二十席以内ごとに幅員一メートル以上の横通路を設けなければならないとしている。

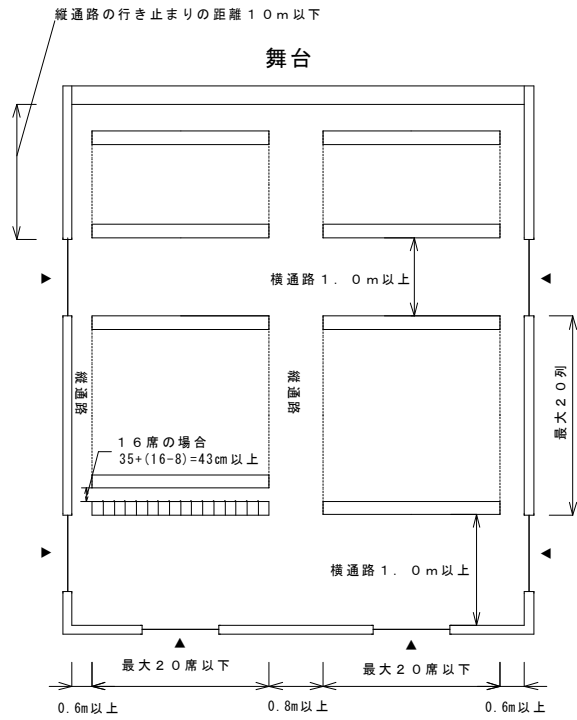
第四号及び第五号により、縦通路は横通路及び客席部の出入口に直通しなければならないことを、横通路は客席部の出入口に直通しなければならないことを規定している。この場合、縦通路の最前部及び最後部から横通路又は客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下のときは、行き止まりの通路を許容している。また、ただし書の客用の用途に供する部分の出入口までの長さとは、縦通路と横通路の中心線が交差する点から出入口までの距離である。

二 第二項の規定は、客席部の両側に縦通路のみを設けた客席配置形式（コンチネンタル形式と呼ばれるもの）の規定である。この形式の場合、横列の客席数が増加するにしたがっていすの前後間隔を広くし、出入口を設ける間隔も短くすることによって、第一項と同等の避難上の安全性を確保しようとするものであり、第二項によった場合は第一項の規定は適用しない。

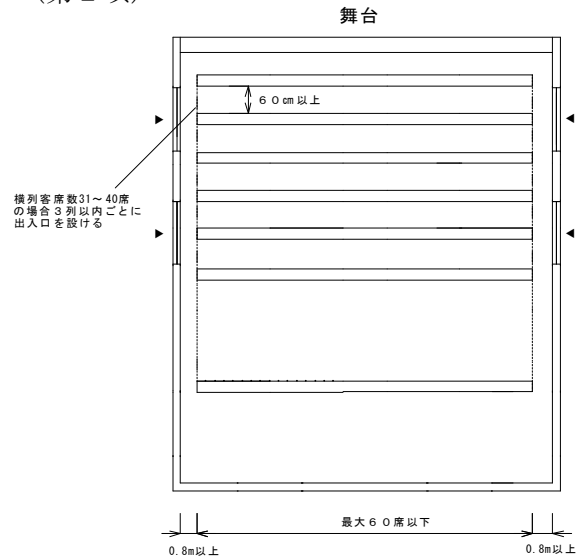
三 第五項は、通路に段を設けることを原則禁止し、やむを得ず段を設ける場合の規定である。

第十九条から第二十一条まで
削除

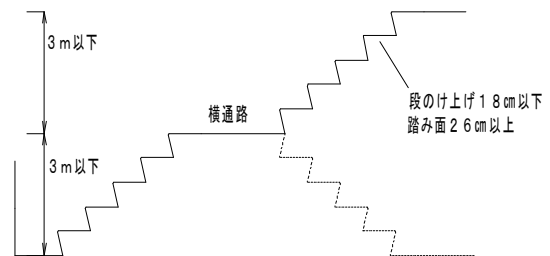
(第1項)



(第2項)



(第5項)



高さ3m以内ごとに、横通路または
ずい道を設けて廊下または出入口に通じさせる
こと。(通路の勾配が1/5を超える場合)

（客席の用途に供する部分と舞台の用途に供する部分との区画）

第二十二条 定員が三百人を超える興行場等は、舞台（花道を除く。）の用途に供する部分（当該部分の床面積が百平方メートル以下のものを除く。）と客席の用途に供する部分との境界を屋根裏又は直上階の床に達する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には防火幕を設ける等防火上有効な設備を設けなければならない。

2 定員が千五百人を超える興行場等は、前項の境界を屋根裏又は直上階の床に達する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には、自動的に閉鎖又は作動をする構造の特定防火設備、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備その他これらと同等以上の効力を有する設備を設けなければならない。

〔解説〕

一 本条は、興行場等の客席部と舞台部との防火区画について定めたものである。

なお、舞台（花道を除く。）の用途に供する部分が百平方メートル以下の小規模な映画館、ホール等は客席数も限られ、安全上及び避難上支障がないと考えられるため本条の適用をしないものとしたものである。

二 第一項は、定員が三百人を超える興行場等については、舞台部分と客席部分とを区画するため、政令第百二十九条の二の三第一項第一号に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の額壁を設けるとともに、その開口部には防火幕等を設けなければならないものとし、第二項においては、定員が千五百人を超えるものの開口部には、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の額壁及び自動閉鎖式の特定防火設備等を設けなければならないものとした。

（主階が避難階以外の階にある興行場の構造）

第二十二条の二 主階が避難階以外の階にある興行場等の用途に供する建築物（法第二十七条第一項の規定に適合するもの（政令第百十條第二号に掲げる基準に適合するものに限る。）を除く。）は、耐火建築物としなければならない。

2 前項の建築物は、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、その開口部には、政令第百十二條第十四項第二号に定める特定防火設備を設けなければならない。

〔解説〕

一 本条は、興行場等の主階が避難階以外にある建築物の防火及び避難上の安全を確保するために設けた規定である。

二 第一項は、このような建築物は防火及び避難上安全性が劣るため建築物の規模に関係なく、耐火建築物としなければならないものである。ただし、耐火構造建築物に限り適用除外とするものである。

三 第二項は、このような建築物で他の用途との複合建築物の場合に興行場等の用途に供する部分を政令第百二十九条の二の三第一項第一号に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は壁で異種用途区画と同等の防火区画を義務づけたものであり、開口部には常時閉鎖又は煙感知器連動の特定防火設備の設置を義務づけている。

〔興行場等に係る規定の適用除外〕

第二十二条の三 この節の規定は、知事が興行場等の用途に供する建築物の位置、建築材料、構造方法等についてこの節の規定に定める基準による場合と同等以上に安全上、防火上及び避難上支障がないと認める場合は、適用しない。

〔解説〕

本条は、特殊な構造方法等による興行場等の出現に対応するため、この節によるものと同等以上に、安全上、防火上及び避難上支障がないと知事が認定したものについては、興行場等に係る各規定を適用しないことができるとしたものである。